

吉野ヶ里遺跡住民訴訟

弁護士 大竹健太郎

第1. 吉野ヶ里遺跡住民訴訟の概略

佐賀県神埼市には日本が誇るべき唯一無二の価値を持つ吉野ヶ里遺跡が存在する。しかしながら、佐賀県は、吉野ヶ里遺跡上にメガソーラー発電施設を設置することを計画し、佐嘉吉野ヶ里ソーラー合同会社に対して、吉野ヶ里遺跡上の土地を提供した。

上記計画に対して、吉野ヶ里遺跡全面保存会のメンバーを含めた佐賀県の住民が原告となって、計画の見直しを求めている訴訟が吉野ヶ里遺跡住民訴訟である。

第2. 吉野ヶ里遺跡の価値

1 考古学的・民俗学的価値

吉野ヶ里遺跡は、神埼市神埼町大字志波屋・鶴と松崎郡吉野ヶ里町（旧三田川町大字田手）にまたがる標高7～23mの低地から段丘上にかけて立地している遺跡であり、稲作農耕の開始以来、列島社会に古代国家成立の前提となる原始的国家が形成される過程と、その空間的広がりや、遺跡の変遷から見事に捉えることのできる極めて学術的価値の高い遺跡である。

弥生時代の巨大な環濠集落跡であると同時に、弥生時代の前・中・後期全般を通して変化・拡大していった継続的な集落跡であり、そうした時間的数位の中で、墳丘墓や甕棺墓などの墳墓の形成・発展が集落と対応して捉えられることなど他に例をみない情報量の多さを持っている。

また、吉野ヶ里遺跡は弥生時代のみを語る遺跡ではない。縄文時代の土器や石器も多数出土しており、弥生時代が終わり古墳時

代になると神埼町伊勢塚等で前方後円墳が築造されるようになり、奈良時代には律令国家の形成に伴いいくつかの郡が設置され、神埼郡衙のような官衙的施設の存在も伺え、さらに地割りや段丘の切通しなどの痕跡により大宰府と肥前国府を結ぶ道路跡が検出されている。

平安時代中期から末期には神埼荘と呼ばれる院領荘園が神埼郡の大部分を占めるようになったと推定されており、この時代の遺跡や出土物から神埼荘の対中国貿易の拠点（平忠盛などが活躍）としての性格を伺わせている。

中世になると武士階級が実質的支配権を確立したと考えられ、山麓部の山城や平野部の水路に囲まれた環濠集落・館などが多数存在している。

その重要性を裏付けるように、昭和 61 年の発掘調査で発見された後、平成 2 年 5 月には異例の速さで史跡指定、翌年 5 月には特別史跡に昇格した。さらに特別史跡約 22 h a を中心に約 117 h a を国営公園（54 h a）と県営公園（63 h a）として整備されることとなった。

2 魏志倭人伝と伝説

吉野ヶ里遺跡は、『魏志倭人伝』の記述にある邪馬台国を彷彿とさせる遺跡であり、邪馬台国の場所論争の折に九州説の根拠として語られ、近畿説と九州説の激しい論争の契機となった遺跡である。

また、吉野ヶ里遺跡は徐福渡来伝説とも関わりのある遺跡である。徐福渡来伝説とは、秦の始皇帝から不老不死の妙薬を探すように命じられた徐福が、中国の伝説にある蓬莱山と富士山を同一視して日本に渡来したという伝説である。

実際に吉野ヶ里遺跡から 8 キロの場所にある金立神社では徐福が祭神として祀られており、吉野ヶ里遺跡で暮らしていた者たちは渡来人の子孫なのではないかと研究されている。

そのため、古代史を研究する者にとって吉野ヶ里遺跡は民俗学的・文化的に非常に重要な土地である。また、研究者だけでなく多くの古代史ファンにとって唯一無二の遺跡である。

3 吉野ヶ里遺跡の景観

吉野ヶ里遺跡の景観上の特徴は、遺跡上から周辺を見渡した時に、3階建て以上の人工物が目に入らないことである。遺跡群の周辺の景観も含めて保存されている状態は珍しく、吉野ヶ里遺跡はその景観も素晴らしい価値を持っている。

このような吉野ヶ里遺跡群の景観は、吉野ヶ里遺跡の特徴として、まさに良好な風景として人々の歴史的または文化的環境を形作っており、豊かな生活環境を構成している。そして、この景観は吉野ヶ里遺跡が発掘されてから以降、佐賀県民がずっと享受してきたものである。

また、吉野ヶ里遺跡の景観は、上記の考古学的・歴史的価値、民俗学的・文化的価値を想起させるものとして、これらの価値と融合し、吉野ヶ里遺跡だけにしかない景観を作り出している。

第3. 発電施設による文化破壊・景観破壊

1 吉野ヶ里遺跡の価値が破壊される

吉野ヶ里遺跡は佐賀県のみならず日本を代表する唯一無二の遺跡であり、比類のない豊富でかつ質の高い情報を持つ歴史上欠くことのできない国家的な歴史遺産である。厳島神社、法隆寺、姫路城、石見銀山遺跡といった日本の各世界遺産と比較しても何ら遜色なく、本来世界遺産として申請を行ったうえで景観的な状

況も含めて保存を行い後世に残していくべき土地である。

しかしながら、メガソーラー施設設置計画に伴う発電施設の設置によって上記の吉野ヶ里遺跡の価値や景観が破壊されてしまうことになる。

2 佐賀県のメリット？

佐賀県は、吉野ヶ里遺跡の土地を土地開発公社から 33 億 6,800 万円で購入している。そして、土地の用地造成工事の費用は佐賀県が負担しており、その額は 3 億 9,095 万 8,000 円にも上る。

対して、佐賀県と佐嘉吉野ヶ里ソーラー合同会社間の賃貸借契約は対象の敷地面積が 16 h a であり、その土地リース料が年額 100 円/m²、そして賃貸借期間が 20 年以内である。すなわち、賃貸借契約が最長の 20 年間続いたとしてもそのリース料は 3 億 2,000 万円にしかない。

そのため、リース契約が 20 年間続いたとしても、34 億 3,895 万 8,000 円もの赤字となる。したがって、明らかに支出と収入が釣り合っていない。

このような支出と収入の釣り合わない事業で唯一無二の価値を持つ吉野ヶ里遺跡が破壊されようとしている。

さらに、佐賀県内には代替地がいくらでも存在する。佐賀県のメガソーラー計画については、神崎市以外の自治体も候補地として手を上げており、県のホームページで候補地一覧が公表されている。また、佐賀県内にはいくらでも休耕地が存在するし、官公庁の屋上や外壁に設置するという手法もある。どうしても神崎市でというのであれば、脊振地区などは土地の賃料が 1 m²あたり 5 円という低価格であり、20 年間の事業で 33 億も支出する必要がない。そして、本件住民監査請求の請求者の中には、無償ないし

低廉な価格で土地を提供してもよいという者も存在する。

このように、他に候補地が多くある上に、県の支出が大幅に低くなる土地も存在するのである。対して、吉野ヶ里遺跡は佐賀県にとって明らかに代替のきかない財産である。

3 地方財政法

地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない（地方財政法 8 条）。当該規定は訓示規定ではなく、良好、効率的な管理、運用に明らかに反する行為は違法となる（浦和地裁判昭 52 年 1 月 28 日）。

確かに、自然エネルギーによる発電施設は持続可能な社会を築くために重要なものである。

しかし、メガソーラー発電施設を設置することが日本有数の遺跡である吉野ヶ里遺跡の効率的な管理・運用なのであるだろうか。遺跡には遺跡にしかできない効率的な管理・運用法があるはずであり、それは発電施設を設置する土地として利用することでは断じてない。

第 4. おわりに

非常に残念ながら、吉野ヶ里遺跡住民訴訟では、遺跡上に設置が計画されている施設が太陽光発電であることから、脱原発問題やクリーンエネルギーの推進を唱えている方から、あらぬ誤解や批判を受けることがしばしばある。

しかし、弁護団も原告らもこの裁判で自然エネルギーとしての太陽光発電施設についての是非を問うていたのではない。あくまで吉野ヶ里遺跡の真上に発電施設が設置されることが問題なのであり、本件の本質は文化破壊の点にある。

例えば、水力発電施設が厳島神社の鳥居の直近に設置されれば、広島県の方々は怒るであろうし、伊勢神宮の境内にバイオマス発電施設が設置される計画が持ち上がれば殆どの方は反対されるはずである。

この事件は、本来であれば持続発展可能な社会に資するはずのクリーンエネルギーを使って文化破壊が行われているという点が特色であり、弁護団はこの裁判を通して日本の遺跡行政について問題提起をしていく所存である。

私は、ロースクール時代から jelf の勉強会に参加して環境法を学んできた。弁護士になって 1 年目でこのような大きな事件に関わることができることに大きな喜びと充実感を感じている。

最後に、吉野ヶ里遺跡住民訴訟においては、佐賀県外の学者の方々からも協力を頂いている。また、日本全国の考古学ファンの方々にも協力をお願いしている。吉野ヶ里遺跡を守るために協力を頂ける方がいらっしゃれば、弁護団のホームページから支える会への参加をよろしく願いいたします。

吉野ヶ里遺跡 HP <http://www.mamoru-yoshinogari.net/wp/>

以上